

佛蘭西國條約並稅則  
全

720  
6981  
2



720  
6981  
2

佛蘭為國條約茶稅則

Faint vertical text bleed-through from the reverse side of the page, including characters like 佛蘭, 國, 條, 約, 茶, 稅, 則.

Small handwritten mark or signature at the bottom left corner.

Small handwritten mark or signature at the bottom right corner.

佛蘭西國皇帝と日本大君との通書



佛蘭西皇帝と日本大君と伝誼を結ぶ兩國の人民  
交易と通しそ交際の水くせりて友玉の爲利  
益ある交易は條約と定んと歎して佛蘭西皇帝よ  
りの全權の使節ニユウシハベテイステルイスゴロノカミと  
をし日本大君を其事と水野筑後守永井玄蕃助  
井上伝次守坂藏助正若殿紀後守勝久山本龍平守  
双方委任の書と照座して其の條約と定んせり

第一條

佛蘭西國と日本國と其親睦ありし

佛蘭西國の日本小居留せざる人々と日本におるく

態小扱ふる日本國の人仏蘭西國小居留せは仏蘭西

小扱ふるも又態小扱ふるし

第二條

仏蘭西國よりミニストルと日本江戸差紙し其小日本

の関するたる港へ佛蘭西のコンシユル又は其代りの者

と差紙し日本に居留せざる仏蘭西のミニストル亦不

コンシユルゼ子ラールは日本國の部内と旅行する免許

ある也

日本國より政事に就る役人とパレイスへを以てし

日本國より佛蘭西の港へ其歸の役人及び交易と受

を以て役人とを以てし其政事に就る役人及び其立

たる取締の政人を以て業為玉の部内と旅行せしむ

第三條

神奈川長崎箱館港及び村々安政六年七月十七日

紀元一八百五十九年八月十日  
小松葉為人交易の爲小開くをし

新開港をしそ港と開き難き事何は日本西の

方少て別ふ一ツの港並小村と午月より九年五月の

後より一千八百六十年一月一日  
開くをし去庫港並小村と午月

より九年十一月の後より一千八百六十二年一月一日  
開くをし

開きたる港と以業為人小居箇と許さしそ居箇

の地と一ヶ所ふして價と出し地と叫り住宅倉庫と

建る事とも許さしととも是と建るに許して要

害の場ふと取建屋のくはけ控とさしめん

為佛蘭西人家を建又い番詰する節ハ日本政人

時々改むし

仏業為人住宅倉庫と建る地を日本役人と佛蘭西  
コンシユルとお積の上定むし  
港への定刻も日本役人と佛業為コンシユルとお積の  
上定むし

着積定しつゝ時を仏業為ニストルと日本政府  
と一ツ立お積の上取申入るし

佛蘭西人居留の場所へ垣屏等々圍と設けを出入

自在ふまへし

佛業西人控所は規程左の如し

神奈川より六ツ川筋を安らむし  
その川は川崎と  
吾々の同少左 其外

右十里を以てし

箱館右十里四方を以てし

倉庫も同様あり其のし一東京の方へ何まじり方より  
来るとも十里を安らむし止むし

佛業船の客船人々船名筋と鐵庫のくく その門は

と大板との間より 里敷を渡り又は河内河より陸路此

酒渡り

長崎を町の間より河内河と限る

新隊又右小代も港松歩の規程は追る日本政府と佛

業船のミニストルとお候の上定む

只高貴を致す間小のみ佛業船人 一月一日 一八八二年より

江戸在官を 一月一日 一八八二年より大板在官を

又右二所小代もく佛業船人日本の船と候とせし

備る 一 一區の場所年お歩の規程を追る日本政府

と佛業船のミニストルとお候の上定む

第四條

日本小代も佛業船人自國の宗務と猶在に候作

し 一 一區の場所を美社と建るを妨る

日本におおむく諸侯の集りは既に廢せり

第六條

日本にあふ佛業爲人の間におもむき起る事ありハ  
ミストル又志コシシユル事あり

第六條

佛蘭爲人日本人對し一坊のありは佛業西  
コシシユル此明のよ自國の法度とて習はせし

日本人佛業爲人對し一坊のありは日本及人  
此明のよ日本の法度とて習はせし但何れも偏頗な  
くありし

第七條

佛業爲人日本人對し一坊のありは  
此業爲人コシシユルへそのよと若コシシユル事  
の規をて  
吟味し其意におもむきし又日本人佛業爲人

小對一海沿河は其の所を事と若き河沿く  
り此の所を吟味し其意小舟舟入船し其は業船  
コンシユル舟舟ある事日本言及の助と叫りお疾  
のこ舟舟入船し

第八條

佛業為人日本の開きたる港にありて自國の品物  
を勿論他國の品物も高賣といきより若し

うへといふも日本禁止の品物と高賣いたる船  
りて日本の開きたる港より自國又は他國の品物  
を勿論高賣といきより若し其を節とて  
めぐる通り小運上と出きて

其意と日本政府並小舟國人の外賣屋の  
佛業為人日本人と何れも日本政府人其意を  
くして賣買若し其の代金と拂ふ節も同様

たる也し

日本人ら何人か其佛業為人と品物賣買且  
所持するもの若し其日本にあり佛業為人  
日本其佛民と居るもの清りおし

第九條

此後定たる商法と條約の通りたる也し此條約并  
少交易の法と十分少なり其為の規律と全條せん

と要せば佛業為ニストルと日本言及と議定せ

也

第十條

日本禁制の品持渡らるるため又も仰りて運送と  
出さるる事と防くため日本政府と其港に提  
て立居し條約又は交易の規則と事らるるもの  
品料又と所持もに日本政府と其と居し

第十一條

佛業為船日本の用としたり港小来り付たり先の  
主の勝手小雇ふるし仏業為人借財并運上掛  
海の上しく出帆の節港外とよみ先業内は勝手に  
雇ふる

第十二條

佛業為人持渡りたる品物運上納海して日本没人  
より清れ書と更え外國たる港へ持ゆ賣拂ふ時ハ  
運上取立ふ及とらん

第十三條

佛業為人日本れ用としたり港へ持渡りたる品物  
定例の運上掛ひし上り日本人國中へ持ゆとも  
運上取立ふりし

第十四條

外國の貨幣日本でも通用しなすことしして通用  
る日本の貨幣と和金の貨幣とを金銀と銀とを  
金とす

公業商人日本人との高貴小日本は貨幣と外國の  
貨幣と取交用し

日本人外國の貨幣は慣とされは交易は初發小高用  
又は日本貨幣と外國貨幣とを合せ取交して公業西

人しし幣法とすし日本通用金銀と外國は金銀と  
持事若ししは金とすし日本同様と貨幣に  
接しする金銀と持事若しは

第十條

佛業商人の所持幣法運上と少あく持事んは為す候  
と減したると察せば日本は人乞と改めお高の候  
と付合し公業商人を候少く取引せばを候と少

一も減らさるるありあく日本役人の買入船しこし  
是と吾む時を付たる候に後て運上を納む船し

第十六條

佛蘭西船雜船又と雜船は途日本此地に漂着のし  
たると日本役人承りては成丈も人々と救ひ置候意を加  
て其れ港より佛蘭西船をコンシユル送るべし

第十七條

佛蘭西船の軍艦に屬したる所要の品は運上あり  
素門并は箱館長崎の庫に入置佛蘭西船商人より  
若し日本商人又と外國人の賣拂ふ時を買入れたる人  
り外は同様日本役人の運上を出さるべし

第十八條

日本人佛蘭西船商人の信財を拂ひて出奔い  
たしきる年日本役人吟味しし拂方しは

し

佛業爲人日本人の信託を拂ふに於て出奔の  
たしきる部とコンシユル吟味しし拂方とを  
し志の一方故人より其信託を償ふるは成さ  
るし

第十九條

以後何事にも外國人の免許したる事は佛業爲

政府又佛業爲人も同様免許ありし

第二十條

今より九十四年の後よりは極めたる條約の  
内改むる事は日本政府又佛業爲政府より  
一年前通知せしむ双方談判の上改むし

第二十一條

佛業爲ミニストル兼小コンシユルより日本高官に書面

よくを念ふより何は佛業為法と改くまじし  
日本よく通し解さるる為ふ又年の間と起る日本後其  
佛業為法よく改じし

第二十二條

此條約本書を佛業為皇帝自ら名と記し平と  
押し日本大君奥平して今より後一年は佛業為  
使節と日本委任の改くは戸はおのく其後を改し

此條約を佛業為よくは佛業為法と用ひ日本此に  
加ふと係日本少くも和文と用ひ片切家と添しそ  
文意といつても同執るまじしも亦あましく通さる和  
業為の訳文を双方より添たりも一條約は解つた  
まじり何れはそ業文と其院とまじしすの文を魯西亞  
英吉利亞墨利加條約は添たり和蘭院法譯文と同致し

安政六年七月十七日 西曆紀元一千八百二十九年 八月十日  
ふむりておせ

五部を所せしむるは條約の執を之日より執行すべし  
其條約の爲安政六年九月三日江戸におのゝり前も載たる  
兩國の全權は條約の各と記し調印するもの也

水野筑後守花押

永井玄蕃頭同

井上信濃守同

堀織部正同

岩瀬肥後守同

野々山弐藏同

税則

税則

税則

税則

税則

日本開港たる港はふたつありて佛蘭西商民貿易の章程

第一則

日本開港の場所（佛蘭西商船入津次第二十四時中）

佛蘭西の四十八時（佛蘭西の四十八時）に船又を改定たるものより日本役所へ

佛蘭西のコンシユールの法取仕書付と先出の船一

は法取書と佛蘭西の法取仕書の接通り認たる船目録

その外の書類と佛蘭西のコンシユール取仕の法取書あり

并ふ中者ともそ船の差出書と出さし

在ら入庫の船の名を船の仕出し揚の港の名頓数

船司或は改立たる志の名系来り旅人の名

示銀有く第々一船の乗組人数と認たるものよしと  
認め入る

書面の通お違ふもの旨と船司或は改立たるもの

要書としし控授りて商人の名系と認入たる

そのあり

回付より船積荷の若書と改所不取くる

右々そ荷物の記号并は番付且そ入目斤数等と

送状は認一通り字一荷物以て先人の今々の名

と記せるものあり

船中用意の取おの目録も若書に加ふる

但船中用意の取も書面の通お違ふもの旨船荷

又そ改立たるもの要書一そ名あを記せし

此書書の文面お達の原十二寸 佛米紙の二十寸 但日曜日を除く の中よりお附

改るふおわくくいお料の沙法は及とふ若き期限後より

おり書改りう又お書書に書全しよるたおのくは八十一

フランクのお料と日本改所へ納むし

後その想目録書書中へ載さるるふと陸揚さるたにお

ていそふ二まれ運上と日本改所へ納むし

船月或ら及立たるもの入港のち教納方お書の期限

後りし時ちお料さうして一日急る毎は二百二十フランク

のお料と日本改所へ納むし

第二則

日本政府よりしる港内入港の船 軍艦と お運上方

改の役人系紙するは尚然たるし

系紙のものさは右役人お對し不致さく丁寧にな

扱しし船中へ必支お苗の用役とるふ也し

船中は日本没所より許しあへして若郵と  
うへ

荷揚船形く出入に若物仕番並戸内りにも船中  
日本没入後と郵或を平封し其の五等とあし  
雖し一第一許しあへて是と用き又若後平封と破り  
若物と引出ホれ者及そ若せり人あへて二百二十  
の五種と日本没所へ送るし

日本没所へ高統の若書と出さへて若郵とし  
或はそ若事と謀まつる若くは次の十條も定たる通取  
押へ日本没所へ送るし

若物の中後若目録小載さる若くと取原し並收納  
と減せん仕仕たる若いそ若と日本没所へ送るし  
日本の周のさる港少く密賣買とあへて勿論そ  
仕仕有く佛業為私とそ若と日本没所へ送るの上

此等物といたゞは官フランク料を納むし  
修復のため入庫の船は運上なく積荷を積揚し  
日本没所へ移しし時も船浦他事并々商人の  
の法用と相當の償と出さし

若くは荷物の内と賣掛ふ時とそは荷物支を規定の通  
日本没所へ運上と納むし

積荷と同港内の他船へ移す時と日本没入るの上  
事情明白にお分り免状と受る上は定の運上を

阿片の輸入と禁制あるを若日本に商賣り来る  
佛業船阿片の量目三斤以上船中に不持する  
とそは船量と日本同人としし且阿片と密商  
し或はそ事と謀る輩ハ阿片一斤とた八十フラン  
ク料の料と日本没所へ移さし

第三則

品物と送る荷重又は引支先の名より入庫の品物と  
陸揚せんとする品を積む荷物の品名と日本政府  
出入庫

品書面と荷重又は引支人の名を積送りたる  
品の名を物の記号書附を積む荷物の斤数と言ふ  
品の代料と認めを想ふ言とを書付の品名  
認むる

物と積む品書付は積む又は引支人認むる品名と  
價とありたる書面と日本政府の規定ふられた  
る限し品物と積むとして積む品名と記号と  
右の通積品目録と出木の書数日本政府の品名と  
右書付引合積品用言ふ品取相渡迄の品物と  
も日本政府の積りたる品と同一の品名と  
日本政府の通出する品物の内或は品名と定

或の通改むべし

若運上及所引上げ改る事有る時は輸入人の失費お掛  
 きて或は不物の換せざる振よしく改海の上を素の如  
 く元始末を一一を元個方格外時日と費さるるべし  
 荷主或は輸入人殆くお更の不改海没所より以後  
 さうらひ案の輸入の途中日本没所と差出さるる  
 以の事といふ破壊損傷の  
 ありを付とまは商人より運上没所より運上品

取扱ふ職業の廉潔あるその友人以上出金並に大  
 させそその物おとた換し言と歩刻子記しそ記号番  
 教りもに能書し認込庫しを日本没入立合少くし並  
 組人等名を記し一一右の汽札兼くお束の差出書  
 一添越るの内と引為ま一一を條約第十五條の取  
 扱の通運上没所少く取扱ふ事取違あり趣うし  
 法運上納海の後運上没所より陸揚ふ甚は免許状

と渡すし

不物渡方運上没所少くも船中少くもそ志以船子徑とし  
輸出小極りたる所物を船よ輸送せらる前度小運上  
没所(船名)の物(記号)青付入る斤数量同姓合并  
代料と記せる差出書付と出し書面の通解備あり  
由と輸出入号記授としてそ名あを認むし  
運上没所(差出)以船中(積込)たる所物并運上

没所(差出)海の上積制のふと竊ま所積の因  
入るは没の上日本没所(船)し

船中為用のふ又々系組旅客の為用衣類は運上  
没所(差出)とあさるし

第四則

出港手数を船に船は日本十二時<sup>佛業西</sup>前運上  
没所(差出)は期限内小手数遅くせらるる

五枚と勿論たる一書に教書止る事何れは日本  
役人より船司又或改定たる者并其船荷の出入人  
之原由及し佛業のコンシユル小中を記す一し

佛業の軍艦の出入港出港運上筋の教書及たるに  
運上役人并番兵未だ構ふよりあし

佛業西丸御の爲に蒸氣船と入港出港の教書と一日  
小し一日本に上陸する旅客并其船の外の書

差出—書面の教書—といへども何れ及しくも入港  
の度毎不出港入港の教書といへし

並水食料亦用迄のため入港の鯨漁船或は雜船を積  
荷の書とせしといへども若し積荷を賣拂り  
船不對と第一列の通定式輸入の教書といへし

税則并し條約書中に船と唱ふるものはナウイル。バル  
ブリツキ。ゴウエレット。スリーブ。ワッヘル等と總て云ふなり

第五則

日本運上及び河の規則に違ひたる偽差出し積荷目録  
と出し并に證書を右前と記せる者は其税を未と  
六百七十五フランクの過料を日本及び河に納むべし

第六則

噸税を日本用港の場合におおしく佛業船商船より  
元金をとらんとすも右の規定の通を地との運上及び河に

納むべし

其船の入港手数少片

八十一フランク

其船の出港手数少片

三十七フランク八十センチム

其の免状少片

八フランク十センチム

場取と健固状片

八フランク十センチム

其外の各書少片

八フランク十センチム

第七則

惣て日本国港の場所（陸揚する物も）及左の運上  
目録小後ひと此の運上及所小租税と納むるし

第一類

貨幣に造りたる金銀並に造りたる金銀苗  
用の衣被糸材并に商賣のため小せきり書籍  
物も日本居留のため来る者の所持の品は限りし  
右の品は運上ありし

第二類

凡て船の造立修繕に供せられたる船装のため小用ゆり  
品も鯨漁等の類  
陸揚食物の類  
パン並にパンの粉  
生たる鳥獸類  
石炭

家と造るための材木米穀蒸気の蒸機木綿及羊

毛の織物の

トタン 松 湯 生綿

右のふくもみ分の運上を納むし

第三類

却て蒸酒或は醸し種々の製法少く造りたる

一切の酒類

右も三割み分の運上を納むし

第四類

凡て前條小量とるふくは何小量も式割の

運上を納むし

金銀貨幣棹柄の外なる日本に産し積るを

て輸出するふくはみ分の運上を納むし

米並に麦は日本運向の佛業為人並に船客に

たるもの及船中旅客食料のための用意を共ふとも  
積荷のうして輸出せらるる事と許さる

佛業船船少く用ふるたる港小村よりして外國  
の穀物も一陸上せらるる時と取戻さく再び輸出  
せし

日本産せらるる所の網と日本要用の船をいふに  
公けの入れ少く賣渡さる

津島川と岡港の後を年ふわり日本或は佛業船政府  
の望み少く出港入港の税則と再議せし

水野筑後守花押

永井玄蕃頭同

井上信濃守同

堀 織部正同

岩瀬肥後守同

野々山証藏同

...

...

...

...

...

...

